α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=12}^{13}(B_n \times C_n)}{535\text{円} \times A}$$

算式ＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　臨時経済対策として、地方単独事業費の前年度の地方単独事業費に対する比率が、同年度の地方財政計画における地方単独事業費の前年度の地方単独事業費に対する比率を超える場合又は地方単独事業量が過去の標準的な投資割合を超える場合において、その超える部分の事業費等に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{12} = 0.027$

$C_{13} = 0.027$

算式ＸⅢ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{535\text{円} \times A}$$

算式ＸⅢの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　算式ＸⅠの符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=11}^{13}(B_n \times C_n)}{533\text{円} \times A}$$

算式ＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　臨時経済対策として、地方単独事業費の前年度の地方単独事業費に対する比率が、同年度の地方財政計画における地方単独事業費の前年度の地方単独事業費に対する比率を超える場合又は地方単独事業量が過去の標準的な投資割合を超える場合において、その超える部分の事業費等に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{11} = 0.027$

$C_{12} = 0.027$

$C_{13} = 0.027$

算式ＸⅢ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{533\text{円} \times A}$$

算式ＸⅢの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債